

ご案内

教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)

別府溝部学園短期大学 **食物栄養学科の栄養士養成課程**(2年間)は、厚生労働大臣の指定する教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)です。

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度です。

受講中は訓練経費の50%が支給され、受講修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給されます。

本学の訓練内容や訓練経費は以下のサイトをご覧ください。

厚生労働省ホームページ 教育訓練給付制度 講座検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

「講座を探したい」からスクール・キーワード検索

「別府溝部学園短期大学」を入力してください。

制度の詳細は以下をご覧ください。

お申し込みは最寄りのハローワークです。

厚生労働省ホームページ 教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

ハローワークインターネットサービス 教育訓練給付制度

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html